

FRS17「退職給付」に関する実現利益/損失の決定原則 —TECH13/04を中心に—

深 谷 和 広

目 次

はじめに

1. FRS17「退職給付」の概要

2. 指針案の内容

3. 指針案の適用事例

おわりに

はじめに

英国では、1985年会社法が会社の分配可能利益を決定する法的根拠を提供している。分配できる範囲は分配可能利益に限定されている。会社法は、分配可能利益を、実現利益累計額から実現損失累計額を控除したものと定義する[これを実現テストと呼ぶ]（第263条(1)(3)）。また、実現利益または実現損失とは、会計目的での実現利益・実現損失の決定に関連し、計算書類を作成した時点における一般に認められた諸原則に従って、会社で実現とされる利益または損失と定義される（第262条(3)）。閉鎖会社の場合には未実現損失を利益分配前に填補する必要はないが、公開会社の場合には分配前に実現利益からこれを控除しなければならない。また公開会社の場合、利益処分後の純資産が最低でも払込資本金および分配不能積立金の合計以上でなければならない（第264条(1)）[これを純資産テストと呼ぶ]。従って、利益分配を実

施するには、閉鎖会社では実現テストを満たし、公開会社では実現テストと純資産テストの二つの基準を満たさねばならない。

このように、分配額の決定において実現利益または実現損失の決定は重要な問題である。1981会社法はこの実現の判定の根拠に一般に認められた諸原則を設定したため、この諸原則の解釈が重要な会計問題となった。この決定を受けて1982年には会計プロフェショナルによる最初の解釈指針が公表された。それが「実現利益の決定と分配可能利益の開示」（以下解釈指針）であった¹⁾。以来英国では20年近くの年月が過ぎて、その間の様々な経済状況の変化に対応すべく、解釈指針の改訂作業が進められてきた。2003年3月に解釈指針の改訂版がようやく公表されることになった。すなわち、「1985年会社法での分配の文脈における実現利益と実現損失に関する決定の指針（TECH 7/03）」（以下決定指針）である²⁾。決定指針は新たな実現決定原則を提供し、実現利益または実現損失の具体例示、および実現決定の判断根拠を提供するものであった。

決定指針を公表する段階では、重要な問題であった財務報告基準第17号「退職給付」（以下FRS17）³⁾を適用した場合の実現利益または実現損失の決定に関する検討は完了していなかつ

た。2002年には暫定開示の影響に関する指針「“FRS17” 暫定開示と会社による分配 (TECH 3/02)⁴⁾は公表されていたが、この指針では暫定開示による実現利得または実現損失への影響はないとして直接的な判断根拠を提供するものではなかった。

2004年4月この問題に対する具体的な指針案が公表された。これが「実現損益に関するFRS17 “退職給付”への影響の指針 (TECH 13/04)」(以下指針案)である⁵⁾。

本稿では、指針案の内容検討を通じて、英国における2005年1月以降FRS17適用の結果大きな影響を受けると予想される年金会計に関する実現利得／実現損失決定の論理を明らかにすることにある。

1 FRS17「退職給付」の概要

FRS17は2005年1月1日以降全ての企業体に適用されることが予定されている。ここではFRS17の概要を簡単にまとめることにしたい。

(1) FRS17の導入理由

FRS17は、年金および退職後医療給付などに代表される退職後の全ての給付を対象とする会計基準である。この基準の導入理由は、従来の年金会計基準であった会計実務基準書第24号「年金会計」(以下SSAP24)⁶⁾における欠陥の排除を目的とするものであった。すなわち、SSAP24では、作成担当者にあまりにも多くの作成上の選択肢を与えていること、また開示情報の不足などの問題があった。また国際的に年金会計において公正価値評価を採用する資産負債アプローチの傾向が進んだことも理由として挙げることができる。これらの理由から1995年6月英国会計基準審議会(以下ASB)は討議資料『雇用主の財務諸表における年金費用』を公表し、具体的な基準の改訂作業に着手した⁷⁾。

当初は英國独自の基準作成が指向されたが、国際会計基準第19号(改訂)「従業員給付」⁸⁾や財務会計基準書第87号「事業主の年金会計」⁹⁾などの国際的な流れに配慮し、1999年FRS17は完成された。

(2) SSAP24からの改正点の概要

SSAP24からの主要な改正点は以下のように要約することができる。(a) 制度資産を市場価値で測定する、(b) 制度負債を測定する場合には負債の性格をあらわす割引率を採用する、(c) 保険数理的損益を総認識利得損失計算書において即時認識する、(d) 上記の改正の結果として、貸借対照表上に表示する年金資産または年金負債の金額と制度に関する欠損金や回収可能な剩余额は一致することになる。

FRS17の適用が実施されることによって、確定拠出型年金については特段の変更はなされないが、確定給付型年金については大幅な変更が行われることになった。

指針案との関係から確定給付型年金の認識要件を整理するならば以下のようになる。年金資産は、拠出金の減額(reduced contributions)または返還(refunds)を通じて事業主が確定給付型年金制度に関する剩余额を相殺できる範囲内で認識される。年金負債はその欠損金が事業主の法律または実質的義務を意味する範囲内で認識される。確定給付年金資産又は負債はその他の正味資産の後に貸借対照表上で表示される。

また、確定給付年金資産又は負債の変動分(年金制度への拠出金から生じるもの除去)は現在勤務費用、利子費用、年金資産の期待収益、保険数理的損益、過去勤務費用、縮小・清算損益などの構成要素に分解される。現在勤務費用は現在の保険数理評価法により測定された当期費用であり、損益計算書の年金費用に区分

図表1 年金資産／負債の変動分の構成要素

| | | | |
|---|-----------|-------|-------------------|
| 1 | 現在勤務費用 | 期間費用 | 損益計算書(営業損益区分) |
| 2 | 利息費用 | 期間費用 | 損益計算書(その他の金融損益区分) |
| 3 | 年金資産の期待収益 | 期間費用 | 損益計算書(その他の金融損益区分) |
| 4 | 保険数理的損益 | 期間費用 | 総認識利得損失計算書 |
| 5 | 過去勤務費用 | 非期間費用 | 損益計算書(該当損益に区分) |
| 6 | 縮小・清算損益 | 非期間費用 | 損益計算書(該当損益に区分) |

表示される。利息費用は当期の年金負債に割引率を掛けたものである。年金資産の期待収益は長期期待收益率を期首年金資産に掛けて求められる。利息費用と年金資産の期待収益の正味額は利息の次のその他の金融費用に区分表示される。保険数理的損益は年金資産運用損益の実績値と期待値の差、評価方法や保険数理上の仮定の変更に伴う影響額である。これらは総認識利得損失計算書に計上される。過去勤務費用は規約改定に伴う制度負債の増加を意味するものであり、給付が確定するまでの期間で費用配分される。なお、給付額が確定する場合には即時償却する。縮小・清算損益は発生時点で即時認識される。年金資産／負債の変動部分を構成要素別に整理すると図表1の通りになる。

以上の認識要件の変更により年金資産・負債が公正価値で評価され、貸借対照表で認識される。また年金資産・負債の変動分が現在勤務費用、利子費用、年金資産の期待収益、保険数理的損益、過去勤務費用、縮小・清算損益の構成要素別に認識されることになった。とりわけ、保険数理的損益を全て即時認識し、総認識利得損益計算書に計上することを規定したことは大きな変更点である。このことにより保険数理的損益は損益計算書の純利益への直接的影響を回避し、同時に制度資産・負債の評価額に反映する構造をもたらした。すなわち、制度資産・負

債の正味額の変動分が年金制度の欠損金／剰余金に反映することを意味するのである。

2 指針案の内容

指針案「実現利得／損失に関するFRS17 “退職給付”への影響の指針（TECH 13/04）」は1985年会社法のもとでの実現利益／損失へのFRS17「退職給付」の影響に関する指針を提供するものである。これは決定指針「1985年会社法の分配の文脈からの実現損益決定の指針（TECH7/03）」に対する追加であって、改訂ではないと位置付けられている（Para.1.1）。

年金は確定拠出型年金と確定給付型年金の二つのタイプに分けることができる。確定拠出型年金については、一会计期間において損益計算書に計上されるFRS17の費用とこの制度に支払われる拠出金とが同じである。すなわち、SSAP24「年金費用の会計」と基本的に同じである。また、実現損益に関する新たな問題は発生することはない。指針案は支払われる拠出金に関する損益計算書の計上額が実現損失となる（Para. 1.3）。指針案では確定給付型年金会計に関する詳細な指針を提供している。以下で指針案が提案するFRS17の確定給付型年金制度に関する実現決定原則の内容を見ることにしよう。

(1) 実現利得／損失の決定原則

指針案はまずFRS17の剩余金／欠損金が実現利益に与える影響を確定するためには (a) 年金剩余金／欠損金に関する積立金に計上される正味利得／損失額を識別し、(b) その正味利得／損失を実現とする範囲を確定することが必要であることを指摘する (Para.2.1)。また積立金の影響額は、貸借対照表で認識される年金資産／負債とは必ずしも同じにはならないことを指摘している (Para.2.2)。指針案はこれらの点を前提として以下の実現利得／損失の決定原則を提案している。

- (a) 年金制度に関する積立金の正味借方累計額は、実現損失を構成する (Para.3.1)。
- (b) 年金制度に関する積立金の正味貸方累計額は、FRS17第42項で述べる認定返還により相殺される資産を意味する範囲のみ実現利益を構成する (Para.3.2)。
- (c) 積立金の正味貸方累計額が未実現である認定返還を超える範囲については、年金制度に関する実現損失と認識される積立金の正味借方額と後に相殺する範囲のみ、その後の期間に実現となる (Para.3.3)。

図表2 実現利得／損失の決定原則

| | | |
|-----|---------------------------------|------|
| (a) | 年金積立金正味借方累計額 | 実現損失 |
| (b) | 年金積立金正味貸方累計額 (認定返還の範囲内) | 実現利益 |
| (c) | 年金積立金正味貸方累計額 (正味借方額との相殺の範囲内) | 実現利益 |

指針案はこの決定原則についてそれぞれ決定指針 (TECH7/03) に照らして以下のような説明している。

(a) まず年金に関する積立金の正味借方累計額は実現損失とする。これはTECH7/03の第17項、第29項 (d)、およびB24に準拠するものである。すなわち、TECH7/03の第17項は法律、会計基準あるいは他の指針が別の方針を提供する範囲を除き正味借方累計額を実現損失と見なし、第29項 (d)において実現損失の例として負債性／費用性引当金の設定または増加を掲げている。またB24は引当金（負債性／費用性引当金と同様、減価償却や価値減少引当金を含む）は実現損失として処理されているとの会社法を根拠を提供する。このように正味借方累計額は実現損失としている。

(b) 積立金の正味貸方累計額は認定返還により相殺される資産の範囲のみを実現利益とする。これはTECH7/03の第16項 (a) に準拠している。すなわち、実現利益の判定条件として「会社によって受け取る対価が“適格対価”である取引」を掲げている。このような取引に該当する積立金の正味貸方累計額のみを実現利益とする。

(c) 認定返還を超える積立金の正味貸方累計額は、この年金制度に関する積立金の正味借方累計額と相殺される範囲で、その後の期間に実現とする。これはTECH7/03の第16項 (f) (iii) (iv) に準拠する。すなわち、このような場合は、(iii) 資産の廃棄／処分時に認識される実現損失 (iv) 関連資産の減価償却、償却、価値減少、減損などによって、以前は未実現とされた利益（再評価積立金、合併積立金が実現とされる、が実現とされるあるいは、他の類似の積立金への計上額など）。

(2) 当初適用時の計算方法

指針案はFRS17の認識要件を当初適用時に発生すると予想される過年度修正の実現利益への影響を厳密に計算するため、過年度修正直後

のFRS17の年金資産／年金負債に関する正味貸方累計額／正味借方累計額の計算方法として以下の原則的アプローチを提案している(Para.4.2)。

過年度修正の実現利益への影響を厳密に計算するには、会社は過年度修正直後のFRS17の年金資産／負債に関する積立金の正味貸方累計額／正味借方累計額を確定しなければならない。この修正額は、(a) 年金制度に関する実施済みの返還控除後の正味拠出金累計額、および(b)この会社が非法人事業を取得した時点で(その事業の年金制度に関連する) 個別計算書類の年金資産／負債を認識する例外的な事例の場合、この当初認識額を修正した後の繰延税金計上前に認識される剩余金／欠損金の金額である。

すなわち、指針案は原則的アプローチでは、FRS17の年金資産／年金負債に関する正味貸方累計額／正味借方累計額は上記2項目修正後の繰延税金計上前に認識される剩余金／欠損金であるとする。しかしながら、長期の年金制度をもつ会社の場合、年金制度開始以来これまで実施済みの返還控除後正味拠出金累計額を確定することが困難であると予想されるため、指針案は以下のような実用的アプローチを提案している。(Para.4.3)。

- (a) SSAP24の資産／負債を控除する積立金に関する過年度修正の部分は実現損失／利益として処理される。
- (b) 積立金に関する過年度修正がFRS17の欠損金を提供する場合、当該借方項目は実現損失として処理される。
- (c) 積立金に関する過年度修正がFRS17の資産を提供する場合、当該貸方項目は以下の範囲を除いて未実現利益として処理される。：

- 上記 (a) から生じる実現損失の戻入れ部分、および／または
- 前記para.3.2で述べた認定返還のうちの未実施部分、および／または
- 識別可能な実施済みの返還控除後の正味拠出金累計額を越えない部分

図表3 実用的アプローチ

| | SSAP24の資産／負債を控除する積立金に関する過年度修正の部分 | 実現損失／利益 |
|-----|--|---------|
| (a) | 過年度修正がFRS17の欠損金を提供する場合、借方項目の部分 | 実現損失 |
| (b) | 過年度修正がFRS17の資産を提供する場合、貸方項目の部分(以下の場合を除く)： | 未実現利益 |
| (c) | ■ (a) の実現損失の戻入れ部分 ■ 認定返還未実施部分 ■ 実施済みの返還控除後の正味拠出金累計額を越えない部分 | 実現利益 |

(3) 当初適用後の計算方法

また、指針案は上記第4項のアプローチが当初適用後の正味実現利益／損失または未実現利益を決定するための出発点となることを次のように説明している(Para.5.1)。

第4項のアプローチがFRS17の当初適用時ににおける特定の年金制度に関する実現利益／損失累計額又は未実現利益を提供することになる。これらは年金制度に関する積立金の正味利得／損失累計額を継続的に査定するための出発点として機能することになる。FRS17適用の影響を確定できる会社は上記4.2(原則的アプローチ)に準拠して利用可能な厳密な出発点を獲得することになるだろう。このような分析ができる

ない会社については、上記4.3(b)、(c)（実用的アプローチ）の積立金の過年度修正が出発点として採用されるだろう。

(4) 繰延税金の決定原則

最後に指針案は決定指針（TECH7／03）の方針から繰延税金の決定方法について以下のように提案している（Paras.6.2-6.3）。

(a) 年金資産に関する繰延税金負債の積立金借方累計額は実現損失として処理しなければならない。ただし、年金資産に関する積立金の未実現正味貸方累計額については、繰延税金に関する借記額は実現損失ではなく未実現利益の減少として処理しなければならない。

(b) 年金負債に関する繰延税金資産の積立金貸方累計額は未実現利益として処理しなければならない。しかしながら、年金負債に関する積立金の正味借方累計額については、繰延税金に関する貸記額は未実現利益ではなく実現損失の減少として処理しなければならない。実現損失額への税率適用による相殺を制限する必要はない。

図表4 繰延税金の処理

| | | |
|-----|--|----------|
| | 年金資産に関する繰延税金負債に関する積立金の借方累計額 | 実現損失 |
| (a) | ■年金資産に関する積立金の未実現正味貸方累計額の場合、繰延税金に関する借記額 | 未実現利益の減少 |
| (b) | 年金負債に関する繰延税金資産に関する積立金の貸方累計額 | 未実現利益 |
| | ■年金負債に関する積立金の正味借方累計額の場合、繰延税金に関する貸記額 | 実現損失の減少 |

以上の指針案の内容を整理しておこう。指針案は最初に実現利益／損失の決定原則を提示している。この原則は、年金に関する積立金の借方累計額は基本的に実現損失であり、積立金の貸方累計額は認定返還で相殺されるか、またはのちに実現損失に当たる積立金借方累計額を控除する範囲内で実現利益と見なすとするものである。またFRS17の当初適用時に発生する過年度修正の影響を決定する方法を示している。まず、過年度修正直後のFRS17の年金資産／負債に関する積立金の正味貸方累計額／正味借方累計額を決定する原則的アプローチが提供される。また、簡便法として、実用的アプローチの提案がなされる。FRS17を当初適用する時点の影響を勘案して、それ以降の正味実現利益／損失の決定がなされる。最後に、繰延税金に関する実現利益／損失の決定原則が示されている。この指針案の内容は付録Aの解説注解において具体的に説明されている。

3 指針案の適用事例

ここでは、指針案の付録A（解説注記）で扱われる三つのテーマを紹介することにしよう。すなわち、(1) FRS17の利得／損失と年金剰余金／欠損金との区分 (2) FRS17当初適用時点の実用的アプローチ (3) FRS17当初適用後の実現利得／損失の計算方法についてである。

(1) FRS17の利得／損失と年金剰余金／欠損金との区分

付録A1からA4では、FRS17の利得／損失と年金剰余金／欠損金の区分について事例をもとに具体的に説明している。ここで重要なことは、年金剰余金／欠損金の金額と積立金の貸方／借方に計上される正味利得／損失累計額とが合致することは例外であるとの前提のもとに、実現利得／損失の確定に影響をあたえる部

分が積立金の貸方／借方に計上される正味利得／損失累計額であることが強調されることである。また、ここでは上記の実現利得／損失の決定原則を適用して積立金の正味借方累計額が実現損失と判定されることが具体的に示されている。指針案の付録A1からA3はこれらの点について以下のように述べている。

A1 年金剩余额／欠損金の存在よりも、この年金剩余额／欠損金に関する積立金の貸方／借方に計上される利得／損失累計額が会社の実

現利益／損失に影響を与える。年度当初に設定された以下の制度の事例を検討してみよう。簡略化のために、当期税金および繰延税金は無視されている。この年金制度は年度末の時点で4の剩余额を持ち、この場合には会社の貸借対照表では資産として報告されている。しかし積立金には実現として処理される16が計上されている。この事例は、付録Bの事例でこの内容はその後の年度に拡張されている。

| | 年金資産増加／(減少) | 現金残高(減少) | 積立金の借記／(貸記) |
|----------------|-------------|----------|-------------|
| 給付のフロー | 0 | | |
| 損益計算書への借記 | (20) | | 20 |
| 総認識利得損失計算書への貸記 | 4 | | (4) |
| 支払済み拠出金 | 20 | (20) | |
| 現金のフロー | 4 | (20) | 16 |

A2

上記事例の貸借対照表への影響は以下の通りであった。

| | |
|-----------|----|
| (借方) 年金資産 | 4 |
| 積立金 | 16 |
| (貸方) 現金 | 20 |

この事例の正味損失累計額16は年金制度に関する積立金の借方に計上されている。すなわち、資産の4に関する名目の“貸方項目”ではなく、実現損失として処理されている。

A3

年金剩余额／欠損金に関する積立金に計上される正味利得／損失累計額は、必ずしもFRS17第90項の開示のように年金資産／負債の金額と同額になるわけではない。ただし、

FRS17付録1の事例は年金積立金としての正味年金資産と同じ金額を開示している。A2における年金制度への支払済み正味拠出金と事業取得により導入された資産／負債のために、この金額と積立金に計上される正味利得／損失の金額とは異なる。

この事例の意味を確認することにしよう。年金資産24（拠出金20+総認識利得損失計算書の貸記4）と年金負債20の相殺差額4と積立金借記額16（貸方4と借方20の差額）の両者が一致しないことを表している。すなわち、年金資産／負債と年金剩余额／欠損金の金額は異なることを表している。そして、ここでは実現利得／損失の決定に影響を与えるのは積立金借記額16であり、実現利得／損失の決定原則から実現損失16と判定されている。付録Bではさらに6年間の実現利得／損失の判定の流れが例示

されている。付録Bでは、実現利得／損失の決定原則から年金積立金の正味借方累計額が実現損失を構成し、その後の期間に実現損失の戻入れを実現利得とする一連の過程を示す。

図表5 付録B A1事例の拡張

| 年度 | | 年金資産 ／(負債) | 現金減少 | 積立金の減少 ／(増加) | | 実現(利益) ／損失 | 未実現(利益) ／損失 | 注記 |
|----|--------|---------------|------|-----------------|---|---------------|----------------|-------------------|
| | 給付の流れ | 0 | | | | | | |
| 1 | P&L | (20) | | 20 | * | 16 | | 年度の正味損失は16である。 |
| | STRGL | 4 | | (4) | | | | そこで16は実現とされる。 |
| | 支払済拠出金 | 20 | (20) | | | | | |
| | 現金の流れ | 4 | (20) | 16 | | 16 | | |
| 2 | P&L | (20) | | 20 | * | (4) | | 年度の正味利得は4である。 |
| | STRGL | 24 | | (24) | | | | そこで損失累計額16である。 |
| | 支払済拠出金 | 20 | (20) | | | | | 4は実現とされる。 |
| | 現金の流れ | 28 | (40) | 12 | | 12 | | |
| 3 | P&L | (20) | | 20 | * | (12) | | 年度の正味利得は20である。 |
| | STRGL | 40 | | (40) | | | (8) | 12は繰延べ損失累計である。 |
| | 支払済拠出金 | 0 | 0 | | | | | そこで8が未実現とされる。 |
| | 現金の流れ | 48 | (40) | (8) | | 0 | (8) | |
| 4 | P&L | (20) | | 20 | * | 12 | | 年度の正味損失は12である。 |
| | STRGL | 8 | | (8) | | (8) | 8 | そこで未実現利得8は実現とされる。 |
| | 支払済拠出金 | 0 | 0 | | | | | |
| | 現金の流れ | 36 | (40) | 4 | | 4 | 0 | |
| 5 | P&L | (15) | | 15 | * | 5 | | 年度の正味損失は5である。 |
| | STRGL | 10 | | (10) | | | | |
| | 支払済拠出金 | 20 | (20) | | | | | |
| | 現金の流れ | 51 | (60) | 9 | | 9 | 0 | |
| 6 | P&L | (15) | | 15 | * | | | 年度の正味利得は15である。 |
| | STRGL | 30 | | (30) | | (9) | (6) | 繰延べ損失累計額は9である。 |
| | 支払済拠出金 | 0 | 0 | | | | | そこで9が実現とされる。 |
| | 現金の流れ | 66 | (60) | (6) | | 0 | (6) | |

注) P&L:損益計算書 STRGL:総認識利得損失計算書 *:利得／損失の相殺

(2) FRS17当初適用時点の実用的アプローチ
付録A5～A6はFRS17当初適用時における実用的アプローチについて具体的に解説している。A5はSSAP24の資産／負債を控除した過年度修正直後の正味貸方累計額／正味借方累計額を求めるための実用アプローチについて言及している。またA6はFRS17の年金資産／負債を創造する過年度修正の実現決定方法について述べている。

A5

SSAP24の資産／負債全体を控除するための過年度修正によって提供される借方／貸方項目は実現として処理される。貸借対照表の金額に影響を与えるSSAP24によって生じた損益計算書上の借方／貸方項目は一般的に実現として処理される。またその戻入れも実現としなければならない。この過年度修正の結果は以下の通りである。SSAP24の資産／負債を控除した後でFRS17の資産／負債を創造する前の段階では（A6の場合）、年金制度がその会社によって設定されたと想定される場合、積立金の借記額は実施済みの返還控除後正味拠出金累計額に等しい。

A6

FRS17の年金資産／負債を創造する過年度修正部分から生じる借方／貸方項目は以下のように処理される。

- 借方項目の場合、実現損失として処理される。
- 貸方項目の場合、以下の範囲を除き、未実現利益として処理される。
 - ◇ 上記A5で実現損失を提供するSSAP24の資産控除の範囲。
 - ◇ 未実施の拠出金からの認定返還の範囲。

◇ 貸方項目が会社により識別可能な実施済みの返還控除後正味拠出金累計額を超えない範囲。上記A5で記したように、SSAP24の残高控除後における実現損失とされる積立金の借記額は実施済み返還控除後正味拠出金累計額に等しい。FRS17の資産を創造する積立金の貸記は、実施済みの返還控除後正味拠出金累計額と等しく実現損失を減少させる範囲のみ実現とすることができる。

指針案は以下の具体的な事例でA5～A6の内容を説明している。この事例では、まず上記4.2項の原則的アプローチの適用事例を説明する。また原則的アプローチによる実現損失の変化の意味を明らかにしている。さらに、実用的アプローチの適用事例が示されている。

（事例）

例えば、2000年に会社が非法人事業を取得し、認識された正味資産の公正価値の中に年金資産20を含んでいる。2003年12月31日に拠出金4とSSAP24の年金費用6のために、年金資産を18にまで減少させた。従って、この積立金には年金制度に関する実現損失累計額6がある。

- (i) 2003年12月31日にFRS17の（年金）剰余金が10ある場合 (ii) また25ある場合を仮定する。

正味実現利益／損失の厳密な影響を提供するために上記4.2項（原則アプローチ）を適用すると以下の通りになった。

| | 剩余金10の場合 | 剩余金25の場合 |
|------------------------|----------|----------|
| 剩余金 | 10 | 25 |
| 第4.2(a)項の正味拠出金累計額 | (4) | (4) |
| 第4.2(b)項の当初の公正価値 | (20) | (20) |
| FRS17の積立金における正味(損失)／利得 | (14) | 1 |

SSAP24ベースの正味損失6の変化の「証明」：

- 12月31日時点のFRS17の剩余金が18未満の場合（最初の事例では10）、資産の減少が年金制度に関する積立金の正味借方累計額を増加させる。減少分8は実現損失として処理される。（減少分8は正味借方額6を14まで増加させる）
- FRS17の剩余金が18以上の場合（二番目の事例では25）、資産の増加はその年金制度の積立金における正味借方累計額を減少させる。（増加7は正味借方累計額6を正味貸方累計額1にまで変化させる）。7の増加は実現損失6を減少させる範囲を実現と処理される。超過分1は拠出金からの返還が認められる範囲を除いて未実現とされる。

実用アプローチの適用と会社の記録から正味拠出金4が識別されると仮定する場合：

- SSAP24の資産控除は18の実現損失を発生させる。
- FRS17の資産創造による18の戻入れ範囲について実現利得を生じさせる。FRS17の資産が18を超える場合、これが認定返還または実施済み返還控除後正味拠出金の範囲のみを実現として処理する。

2つのFRS17剩余金の事例を採用する場合：

- 資産10の創造は実現利得10を生じる。この結果、正味実現損失累計額8を残している。
- 資産25の創造は実現利得22（SSAP24の実現損失戻入れ18と正味拠出金4）と未実現利得3を生じる。

(3) FRS17認識要件当初適用後の正味実現利益／損失計算

FRS17の認識要件当初適用時における年金制度に関する積立金の正味利得／損失累計額は査定を行うまでの出発点を提供することになる。その後の利得／損失は実現利益／損失決定原則に基づいて処理されるので、利得／損失の繰延処理が前提となる。付録Bはこの処理過程を解説している。以下A10～A11はFRS17当初適用後の実現／未実現の区分処理について解説している。

A10

ある期間の正味貸方項目が以下の場合実現利益とされる。

- (a) 年金資産／負債に関する積立金の正味借方累計額を減少させる場合（TECH 7／03の第16項 (e) 「以前認識された実現損失の戻入れ」の場合）または
- (b) 拠出金からの認定返還で回復される年金資産の増加を意味する場合

A11

ある期間の正味借方項目は実現損失とされる。しかしながら、これが年金資産／負債に関する積立金の未実現正味貸方累計額を減少させる範囲について、正味貸方の同額をTECH7／03第16項(f)に準拠して実現利益と処理される。従って、正味実現利益は、以前は未実現利益とされた正味借方項目が年金資産／負債に関する繰延正味貸方累計額を超える範囲のみ減少される。

おわりに

本稿の目的は、指針案の内容検討を通じて、英国で2005年1月以降にFRS17の強制適用によって大きな影響をおよぼすと予想される年金会計に関わる実現利得／損失決定の論理を明らかにすることである。本稿で明らかになった点は以下の通りである。

指針案は1985年会社法のもとでの実現利益／損失へのFRS17「退職給付」の影響に関する指針を提供するものである。これは決定指針「1985年会社法の分配の文脈からの実現損益決定の指針(TECH7／03)」の追加であつて、改訂を意図するものではなかった。

指針案の中心は実現決定原則である。すなわち、年金に関する積立金の借方累計額は実現損失とする。また積立金の貸方累計額は認定返還で相殺されるか、またはのちに実現損失である積立金の借方累計額と相殺される範囲内で実現利益とする。次に、FRS17の当初適用時における原則的アプローチが提案される。当初適用時の積立金に関する正味貸方累計額／正味借方累計額は、返還控除後の正味拠出金累計額と非法人事業取得時点の年金剰余金／欠損金の金額を控除した金額である。また、返還控除後の正味拠出金累計額を識別することが困難な場合の実用的アプローチが提案される。当初適用後の

期間については、実現決定原則に準拠して実現利益／損失の決定がなされる。

指針案の特徴を短的に述べるならば、FRS17における損益認識領域の拡大傾向と比べ、実現利益を実現損失と相殺できる範囲に限定する保守的処理を提案するものと言えるだろう。このことは、付録Bの積立金の減少／(増加)の欄の金額と実現／未実現の(利益)／損失の欄を比べると明らかである。例えば、43年度の正味利得20のうち繰延べ損失分12のみを実現利益とし、残り8は未実現とする処理である。ここに分配目的と会計目的における損益認識のあり方の違いを見ることができる。

〈注〉

1) CCAB, *The determination of realized profits and disclosure of distributable profits in the context of the Companies Act (TR481, TR482)*, September 1982.

2) ICAEW and ICAS, *(TECH7/03) : Guidance on the determination of realized profits and losses in the context of distributions under the Companies Act 1985*, March 2003.

なお、この決定指針について以下拙稿を参照のこと。
「実現損益の決定に関する指針の論理—TECH
7／03を中心に—」、『東邦学誌』（第33巻第1号）

3) ASB, *Financial Reporting Standard 17 (FAS17): Retirement benefit*, November 2000.

4) ICAEW and ICAS, *(TECH3/02) : FRS17 Transitional disclosures and distributions by companies*, 2002.

5) ICAEW and ICAS, *(TECH13/04) : Guidance on the effect of FRS17 'Retirement benefit's on realized profits and losses*, March 2004.

6) ASC, *Statements of Standard Accounting Standard 24 (SSAP24): Accounting for pension costs*, May 1988.

7) ASB, *Discussion paper :Pension costs in the employer's financial statements*, June 1995.

8) IASC, *International Accounting Standard 19 (IAS19): Employee Benefits*, revised January 1999.

9) FASB, *Statement of Financial Accounting Standard 87 (FAS87): Employer's Accounting for Pensions*, December 1985.